

電子帳簿等保存の要件

国税庁HP：はじめませんか、帳簿書類の電子化！（令和3年11月）

要件概要		帳簿		アプリの対応
		優良	その他	
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること				仮払金精算または科目設定が行われた後の訂正・削除は赤黒伝票で入力される。
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること				「締め」を行った後にその月に入力すると、コメント付きで当日に入力される。
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること				会計ソフトの現金残高と印刷ツールに表示される残高が一致している必要がある
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること				アプリにマニュアルを読める機能（このアプリについて）がある。
保存場所に、電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと				基本的にはタブレット(iPad)だけあれば全て確認できます。紙で必要ならパソコンとプリンタがあれば十分です。
検索要件	取引年月日、取引金額、取引先により検索できること			「一覧表示」-「検索」画面で出来ます。
	日付又は金額の範囲指定により検索できること			「一覧表示」-「検索」画面で出来ます。
	2以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること			「一覧表示」-「検索」画面で出来ます。
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと				画像も含めEXCELで作成されている印刷ツールを渡せば確認できます。

スキャナ保存の要件

国税庁HP：はじめませんか、書類のスキャナ保存！（令和3年11月）

	重要書類	一般書類	関連記述	アプリの対応
書類の区分	資金や物の流れに直結・連動する書類	資金や物の流れに直結・連動しない書類		現金支払いで取得する書類
	(例) 契約書、納品書、請求書、領収書 など	(例) 見積書、注文書、検収書 など		レシート、領収書
入力期間の制限	<p>【早期入力方式】 国税関係書類に係る記録事項の入力をその受領等後、速やか(おおむね7営業日以内)に行うこと</p> <p>【業務処理サイクル方式】 国税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の間(最長2か月以内)を経過した後、速やか(おおむね7営業日以内)に行うこと</p> <p>国税関係書類の受領等から入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る</p>			<p>一般職員は購入後すぐに入力する。遅くとも、当月以内に入力し仮払金の精算が必要。経理担当は入力されたデータについて、最初に画像を開いて入力データとの整合性を確認する。</p> <p>これをしないと科目設定等が出来ない仕組みになっている</p>
		【適時入力方式】 適時に入力(注)		
一定水準以上の解像度及びカラー画像による読み取り	<p>(1) 解像度が 200 d p i 相当以上であること</p> <p>(2) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ 256 階調以上(24 ビットカラー)であること</p>	(2)に関しては、白黒階調(いわゆるグレースケール)での読み取りも認められる。(注)	スマートフォンの解像度表示は必ずしも画像の解像度を取得出来ない。書類の大きさに関わらず画素数を保存する必要がある(問28)	<p>iPhoneのカメラ</p> <p>水平画素数:画面に表示 垂直画素数:画面に表示 ドットの深さ:24</p> <p>Scansnap</p> <p>カラー：200dpi グレー：200dpi モノクロ：400dpi</p>

タイムスタンプの付与	<p>入力期間内に、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ(電磁的記録が変更されていないことについて、保存期間を通じて確認することができ、課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができるものに限る。)を、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に付すこと</p> <p>入力期間内にその国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認できる場合には、このタイムスタンプの付与要件に代えることができる</p>	そのシステムに入力期間内に入力したことを確認できる時刻証明機能を備えていれば、タイムスタンプの付与要件に変えることができる(問30)	<p>本アプリ以外に写真に触れることは出来ない。</p> <p>購入者が画像を入力した日時と経理担当が確認した日時が記録される。(画面に表示)</p> <p>画像が確認されていない状況では、科目設定が出来ないようになっている。</p>
読取情報の保存	<p>読み取った際の解像度、階調及び当該国税関係書類の大きさに関する情報を保存すること</p> <p>国税関係書類の受領者等が読み取る場合で、当該国税関係書類の大きさが A4 以下であるときは、大きさに関する情報の保存は不要</p>		A4以上の領収書等の読込みはカメラで行う。その時は、サイズを示す物差し等を横に置いて撮影するようマニュアルに記載あり
バージョン管理	<p>国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができる電子計算機処理システム又は訂正又は削除を行うことができない電子計算機処理システムを使用すること</p>		<p>登録された画像を訂正・削除する事は出来ない。</p> <p>経理担当者に確認され科目設定等が行われた場合は、修正すると赤黒処理が行われ旧データは消えない。</p>
入力者等情報の確認	<p>国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくこと</p>		入力者(購入者)はすべての情報に記載有り。
帳簿との相互関連性の確保	<p>国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと</p>		本アプリは小口現金出納帳であり、各購入データに画像が添付されている
見読可	<p>(1) 14 インチ(映像面の最大径が 35cm)以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びに操作説明書を備え付けること</p> <p>(2) 電磁的記録について、次のイ～ニの状態、速やかに出力することができるようにすること</p>		<p>iPad : 9.7~12.9インチ</p> <p>画像は拡大、縮小、回転等表示調整が可能</p> <p>また、複数の写真も貼付可能</p> <p>WindowsのEXCELで作</p>

能装置の備付け等	<p>イ 整然とした形式</p> <p>ロ 当該国税関係書類と同程度に明瞭</p> <p>ハ 拡大又は縮小して出力することが可能</p> <p>ニ 4ポイントの大きさの文字を認識できる</p>	<p>白黒階調(いわゆるグレースケール)による保存の場合、ディスプレイ及びプリンタはカラー対応である必要はない。(注)</p>		<p>成された印刷ツールでデータ・画像を表示する事も出来る。ここでも画像は拡大、縮小、回転等表示調整が可能</p>
電子計算機処理システムの概要書等の備付け	<p>電子計算機処理システムの概要を記載した書類、そのシステムの開発に際して作成した書類、操作説明書、電子計算機処理並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類を備え付けること</p>	<p>オンラインマニュアルに操作説明書と同等の内容が組み込まれている場合は、操作説明書が備え付けられているとして良い(問19)</p>	<p>アプリにマニュアルを読める機能(このアプリについて)がある。ここに操作方法が細かく記載されている</p>	
検索機能の確保	<p>電磁的記録の記録事項について、次の要件による検索ができるようにすること</p> <p>(1) 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先での検索</p> <p>(2) 日付又は金額に係る記録項目について範囲を指定しての検索</p> <p>(3) 2以上の任意の記録項目を組み合わせでの検索</p> <p>税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようになっている場合には、(2)及び(3)の要件は不要</p>		<p>「一覧表示」-「検索」画面で出来る。EXCELの印刷ツールでもEXCELの検索機能を使って左記は出来る</p>	

(注) 一般書類のスキャナ保存を行う場合の要件です。また、そのスキャナ保存を行う国税関係書類に係る電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類(これらの事務の責任者が定められているもの。)の備付けを行う必要があります。

電子取引データの保存方法

電子取引データの保存方法をご確認ください(令和3年12月改訂)

✓	保存すべき電子データは？		アプリの対応
	紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ		スマホのアプリに直接届いた領収書は画面のスクリーンショットを生成し登録出来ます。 PCにメールで届いたPDF等の領収書は画面の撮影で登録できます。
	(例) 請求書、領収書、契約書、見積書など		領収書、レシート
✓	どのように保存する必要があるのか？		
	改ざん防止のための措置をとる		
	タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」でも構いません。		本アプリ以外写真には触れることは出来ません。また、削除・訂正機能はありません。
	「日付・金額・取引先」で検索できるようにする		
	専用システムを導入していなくても、索引簿を作成する方法や、規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です(詳しくは裏面をチェック)。		「一覧表示」-「検索」画面で出来ます。
	ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける		
	-		印刷ツール(EXCEL)を写真ファイルと共にDVD-ROMに保存する事も出来ます
✓	改ざん防止のための措置について		
	システム費用等をかけずに導入できる“改ざん防止のための事務処理規程”については、国税庁HPでサンプルを公表しています。		印刷ツール(EXCEL)で保存する際には必要です。
✓	検索機能を確保する簡易な方法について		
	表計算ソフト等で索引簿を作成する方法		
	表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。		EXCELファイルに移動しても該当取引を指定して写真表示が出来ます
	規則的なファイル名を付す方法		
	データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。		写真のファイル名は撮影または取り込みした年月日時間秒です